

第七十一号議案

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一 一の項(九)の次に次のように加える。

(九)の二 法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	七万九千二百円	許可申請のとき。
(九)の三 法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	七万八千五百円	許可申請のとき。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、特定自動運行許可申請等に係る手数料の規定

を設ける必要がある。